

京都市告示第 1 5 7号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第4条第2項の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年6月1日

京都市長 門川 大作

供用しない施設

全館（大ホール、中ホール、小ホール、楽屋兼レッスン室、会議室、中庭その他構内地、その他の施設）

供用しない日

令和3年6月7日（月）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）